

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について

(1) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)とは

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる制度です。令和8年度より子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として全国の自治体で実施されます。

(2) 事業の概要について

対 象	0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていないこども
利用可能時間	こども1人当たり月 10 時間を上限
実施場所	保育所、認定こども園、小規模保育事業所等(市の認可及び確認を受けた施設)
利用方法	① 保護者の居住地の市町村へ認定申請 ② 市が審査、認定証を発行し、こども誰でも通園制度総合支援システムの利用者アカウントを発行 ③ 利用者がシステムにて、希望する施設の利用予約(事前面談必須) ④ 利用開始
利用料	1時間当たり 標準 300 円 (施設で設定。給食費や食材費等の実費に加え、事業の取り組みに応じて必要な額を徴収することが可能。)
実施形態	① 一般型 施設の利用定員とは別に、定員を設け、在園児と合同又は専用室を設けて受け入れを行う。 ② 余裕活用型 施設を利用する児童の数が施設の利用定員に達しない場合に、利用定員の範囲内で受け入れを行う。

(3) 認可・確認について

認可・確認基準		令和7年度	令和8年度
認可	成田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	【制定】	【改正】 認可基準府令の改正内容に合わせて規定の整理を行うもの
確認	成田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	—	【制定】

認可:事業の開始にあたり、人員配置や面積など施設・事業に必要な基準を満たしていると認めること。

確認:認可を受けた施設事業者について、利用定員の設定や運営規程の策定など事業運営に必要な基準を満たし、給付対象施設・事業者として適格であることを確認すること。

(4) 確認基準の概要について

条例の制定においては、国と異なる基準とする特段の理由はないことから、国の基準と同内容とすることとします。

○主な内容

- ◆事業者は利用定員を定めること(第4条)
 - ・1時間当たりの利用定員
 - ・1月当たりの利用定員
- ◆事業者は利用開始時に面談を行うこと(第5条)
- ◆特定教育・保育施設等との連携に努めること(第11条)
- ◆事業者による利用料等の徴収に関すること(第13条)
 - ・利用料や食事等の費用においては保護者から支払いを受けることができる
- ◆相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと(第17条)
- ◆事業者は運営規程を定めること(第20条)
 - ・事業の目的及び運営の方針
 - ・提供する特定乳児等通園支援の内容
 - ・職員の職種、人数、職務内容
 - ・保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
 - ・1時間当たりの利用定員
 - ・緊急時等における対応方法 他

(5) 令和8年度の実施予定施設(赤字施設は、令和8年度から新たに実施予定)

実施形態	施設名		利用定員	事業開始年月日
一般型	公立保育園	長沼保育園	12名	令和6年6月1日
	私立認定こども園	はくと幼稚園	6名	令和7年5月1日
	私立小規模保育事業所	わくわく保育園久住園	3名	令和8年4月1日
余裕活用型	公立保育園	小御門保育園	施設の 利用定員 の範囲内 で実施	令和7年4月1日
	公立保育園	赤坂保育園		令和7年4月1日
	私立小規模保育事業所	ことり保育園 スカイタウン園		令和8年4月1日
	私立小規模保育事業所	ひまわり保育園		令和8年7月(予定)
	私立小規模保育事業所	保育ルームひまわり		令和8年7月(予定)